

鳥取県告示第923号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月6日

鳥取県知事 平 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字笠見字大沢谷790の1(次の図に示す部分に限る。)、791の1、791の2、字萩野792の1(次の図に示す部分に限る。)、792の10、字牧原谷峰793の2・字鉄砲峰794の1・字切石ヶ平ル796の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字奥萩野799の91

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)